新	旧	備考
貿易一般保険運用規程	貿易一般保険運用規程	
7,94 /00/PH/2000	7,00 /00/10/02/10/2012	
亚子19年4月1日 01 制度 00094	亚子19年4月1日 01 制度 00094	
平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 平成 24 年 3 月 16 日 一部改正	平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 (略)	
石事 <u>+成 24 年 5 月 16 日 一部 以正</u>	(中)	
 第1章 一般的事項(第1条-第53条)	 第1章 一般的事項(第1条-第53条)	
第1節 定義等 (第1条-第13条)	第1節 定義等 (第1条-第13条)	
第2節 引受基準等(第14条-第27条)	第2節 引受基準等(第14条-第27条)	
第3節 個別保証枠(第28条-第33条)	第3節 個別保証枠 (第28条-第33条)	
第4節 保険料率算定等(第34条、第35条)	第4節 保険料率算定等(第34条、第35条)	
第5節 保険の申込(第36条-第39条)	第5節 保険の申込(第36条-第39条)	
第6節 保険料(第40条、第41条)	第6節 保険料(第40条、第41条)	
第7節 確定通知(第42条-第45条)	第7節 確定通知(第42条-第45条)	
第8節 保険金の支払等(第46条-第53条の2)	第8節 保険金の支払等(第46条-第53条の2)	
第2章 貿易一般保険包括保険(企業総合)関係(第54条-	第2章 貿易一般保険包括保険(企業総合)関係(第54条-	
第66条)	第66条)	
第3章 貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)関係(第6	第3章 貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)関係(第6	
7条)	7条)	
第4章 貿易一般保険(個別)関係(第68条)	第4章 貿易一般保険(個別)関係(第68条)	
第5章 雑則(第69条)	第5章 雑則(第69条)	
佐 4 辛 即 65 市 7百	每4	
第 1 章 一般的事項 第 1 節 定義等	第 1 章 一般的事項 第 1 節 定義等	
カー即 た我守 (定義)	(定義) 上 (定義) 上 (表 表)	
、た我	、	
保険法(昭和25年法律第67号。以下「法」という。)及び貿	保険法(昭和25年法律第67号。以下「法」という。)及び貿	
易一般保険約款(以下「約款」という。)によるもののほか、特	易一般保険約款(以下「約款」という。)によるもののほか、特	
に定義されている場合を除き次の各号とする。	に定義されている場合を除き次の各号とする。	
一 ~ 十六 (略)	一 ~ 十六 (略)	
十七 「包括特約書」とは、貿易一般保険包括保険(鋼材)特	十七 「包括特約書」とは、貿易一般保険包括保険(鋼材)特	
約書、貿易一般保険包括保険(機械設備)特約書、貿易一般	約書、貿易一般保険包括保険(化学品)特約書、貿易一般保	

保険包括保険(船舶)特約書、貿易一般保険包括保険(鉄道 車両)特約書、貿易一般保険包括保険(企業総合)特約書及 び貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)特約書をいう。 十八 ~ 二十 (略)

第2条 ~ 第6条 (略)

(保険期間終了日等の扱い)

- 第7条 約款第11条第2項第1号に規定する日本貿易保険がて ん補の責任を負う期間の終了日は、証券記載の船積期日から3 月後の日とする。ただし、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約 書に係る保険契約にあっては、この限りでない。
- 2 船積期日の3月以内の短縮に係る保険期間の変更申請は、こ れを承認しない。

第8条 ~ 第24条 (略)

(外貨建対応特約の対象要件)

- 第25条 貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書(以下「外貨 │ 第25条 貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書(以下「外貨 建特約書」という。)の対象となる保険契約は、貿易一般保険包 括保険(鋼材)特約書に基づき締結されるもの以外のものとす る。
- 2 外貨建特約書の対象となる外貨は、以下のとおりとする。
- 一 2年未満案件については、アメリカ合衆国ドル又はユーロ
- 一 2年以上案件については、貿易保険の保険料率等に関する 規程(平成16年7月2日 04-制度-00034)(以下「保険料 率等規程」という。)別表第6(2)に掲げる外貨

第26条 (略)

(消費財包括保険の対象となる輸出契約について限度額設定型貿 | 易保険の保険関係が成立した場合の取扱い)

第26条の2 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書(以下「鋼 | 第26条の2 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書(以下「鋼

険包括保険 (機械設備) 特約書、貿易一般保険包括保険(船 舶)特約書、貿易一般保険包括保険(鉄道車両)特約書、貿 易一般保険包括保険(企業総合)特約書及び貿易一般保険包 括保険(技術提供契約等)特約書をいう。

+八 \sim 二+ (略)

第2条 ~ 第6条 (略)

(保険期間終了日等の扱い)

- 第7条 約款第11条第2項第1号に規定する日本貿易保険がて ん補の責任を負う期間の終了日は、証券記載の船積期日から3 月後の日とする。ただし、貿易一般保険包括保険(鋼材)特約 書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約書に係る保険契約 にあっては、この限りでない。
- 2 船積期日の3月以内の短縮に係る保険期間の変更申請は、こ れを承認しない。

第8条 ~ 第24条 (略)

(外貨建対応特約の対象要件)

- 建特約書」という。)の対象となる保険契約は、貿易一般保険包 括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包括保険(化学品)特 約書に基づき締結されるもの以外のものとする。
- 2 外貨建特約書の対象となる外貨は、以下のとおりとする。
- 一 2年未満案件については、アメリカ合衆国ドル又はユーロ
- 二 2年以上案件については、貿易保険の保険料率等に関する 規程(平成 16 年 7 月 2 日 04 - 制度-00034)(以下「保険料 率等規程」という。) 別表第6(2)に掲げる外貨

第 2 6 条 (略)

(消費財包括保険の対象となる輸出契約について限度額設定型貿 易保険の保険関係が成立した場合の取扱い)

材特約書」という。)の対象となる一の輸出契約について限度額 設定型貿易保険約款第2条の規定による保険関係が成立した場 合、同約款(関連規程を含む。)の規定のみを適用するものとし て取り扱う。ただし、当該輸出契約が同約款第9条第1項第1 号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

2 前項の場合は、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第 1条第1項の規定による申込みがなされなかったときであって も、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の 規定による申込がなされたものとみなす。

第26条の3 ~ 第34条 (略)

(保険料率算定の際の国カテゴリー)

づき保険契約を締結する場合の保険料率等規程Ⅱ「1] 4(3)③ に規定する国カテゴリーは保険申込日における国カテゴリーと する。

第35条 ~ 第52条 (略)

(約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規 程に定める範囲内)

- 第53条 約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保 険運用規程に定める範囲内とは、次の各号とする。
 - 一 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書に基づく保険契約を 締結する輸出契約について、非常事由の不てん補部分を対象 として個別保険を締結している場合は、約款第7条第1項に 規定する残額に次の割合を乗じて得た額を上限とする。

イ 約款第3条第1号及び第3号のてん補危険の場合 10 0分の95

- ロ 約款第3条第2号のてん補危険の場合 100分の9 7. 5
- 二 前号に掲げる場合以外にあっては、各保険契約のうち日本 7.5

材特約書」という。)又は貿易一般保険包括保険(化学品)特約 書(以下「化学品特約書」という。)の対象となる一の輸出契約 について限度額設定型貿易保険約款第2条の規定による保険関 係が成立した場合、同約款(関連規程を含む。)の規定のみを適 用するものとして取り扱う。ただし、当該輸出契約が同約款第 9条第1項第1号のいずれかに該当する場合はこの限りではな V)

2 前項の場合は、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第 1条第1項の規定による申込みがなされなかったときであって も、鋼材特約書第1条第1項又は化学品特約書第1条第1項の 規定による申込がなされたものとみなす。

第26条の3 ~ 第34条 (略)

(保険料率算定の際の国カテゴリー)

第34条の2 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書第1条に基 | 第34条の2 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一 般保険包括保険(化学品)特約書第1条に基づき保険契約を締 結する場合の保険料率等規程Ⅱ「1]4(3)③に規定する国カテ ゴリーは保険申込日における国カテゴリーとする。

第35条 ~ 第52条 (略)

(約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保険運用規 程に定める範囲内)

- 第53条 約款第30条第2項ただし書きに規定する貿易一般保 険運用規程に定める範囲内とは、次の各号とする。
- 一 貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般保険包 括保険(化学品)特約書に基づく保険契約を締結する輸出契 約について、非常事由の不てん補部分を対象として個別保険 を締結している場合は、約款第7条第1項に規定する残額に 次の割合を乗じて得た額を上限とする。

イ 約款第3条第1号及び第3号のてん補危険の場合 10 0分の95

- ロ 約款第3条第2号のてん補危険の場合 100分の9

貿易保険が支払うべき保険金額が最大となる保険契約による 約款第7条のてん補責任額を支払保険金の上限とする。

第2章 ~ 第4章 (略)

第5章 雑則

(読替)

- 第69条 平成17年3月31日以前に締結した保険契約につい │第69条 平成17年3月31日以前に締結した保険契約につい て、本規程及び以下に掲げる規程を適用するに当たっては、約 款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の 約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。
 - 一 (略)
 - 二 貿易一般保険包括保険(鋼材)手続細則
- 三 ~ + (略)

第70条 (略)

附 則 (略)

この約款は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 ~ 別表第2 (略)

別紙様式第1 ~ 別紙様式第5 (略)

二 前号に掲げる場合以外にあっては、各保険契約のうち日本 貿易保険が支払うべき保険金額が最大となる保険契約による 約款第7条のてん補責任額を支払保険金の上限とする。

第2章 ~ 第4章 (略)

第5章 雑則

(読替)

- て、本規程及び以下に掲げる規程を適用するに当たっては、約 款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の 約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。
 - 一 (略)
 - 二 貿易一般保険包括保険(鋼材・化学品)手続細則
 - 三 ~ + (略)

第70条 (略)

附 則 (略)

別表第1 ~ 別表第2 (略)

別紙様式第1 ~ 別紙様式第5 (略)